

信用金庫法施行規則第十六条の五第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件

改正案	現行
<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。)(第二十一条に定める海外拠点をいう。以下同じ。)(を有しない信用金庫連合会(以下「金庫」という。)(の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「国内基準行調整自己資本額」という。)(は、基本的項目の額(自己資本比率告示第四条に定める基本的項目の額をいう。)(及び補完的項目の額(自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額をいう。)</p> <p>2 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等(以下「子会社等」という。)(に金庫の関連会社(信用金庫法施行規則第七十二条第六項第一号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)(が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に</p>	<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 信用金庫又は海外営業拠点(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成五年三月大蔵省告示第六十二号。以下「自己資本比率告示」という。)(第一条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。)(を有しない信用金庫連合会(以下「金庫」という。)(の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「国内基準行調整自己資本額」という。)(は、基本的項目の額(自己資本比率告示第三条に定める基本的項目の額をいう。)(及び補完的項目の額(自己資本比率告示第四条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額をいう。)</p> <p>2 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)(第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等(以下「子会社等」という。)(に金庫の関連会社(信用金庫法施行規則第七十二条第六項第一号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)(が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十一条に定</p>

定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 (略)

(国際統一基準行)

第二条 海外拠点^{を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額}(以下「国際基準行調整自己資本額」^{という。})は、基本的項目の額(自己資本比率告示第二十二條に定める基本的項目の額を^{いう。}以下同じ。)^{及び補完的項目の額}(自己資本比率告示第二十三條に定める補完的項目の額を^{いう。}以下同じ。)^{の合計額とする。}

2 銀行法第十三條第二項の場合において、子会社等に前項の信用金庫連合会の関連会社が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第三十四條に定める基本的項目の額に相当する額(以下「関連会社の基本的項目の額」^{という。})^{及び自己資本比率告示第三十五條に定める補完的項目の額に相当する額}(以下「関連会社の補完的項目の額」^{という。})^{の合計額を加えたものとする。}

3 前各項の補完的項目の額の算定にあたっては、自己資本比率告示第三十五條第一項第一号に掲げる額を考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額についても基本的項目の額を超えない額とする。

4・5 (略)

める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 (略)

(国際統一基準行)

第二条 海外営業拠点^{を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額}(以下「国際基準行調整自己資本額」^{という。})は、基本的項目の額(自己資本比率告示第十八條に定める基本的項目の額を^{いう。}以下同じ。)^{及び補完的項目の額}(自己資本比率告示第十九條に定める補完的項目の額を^{いう。}以下同じ。)^{の合計額とする。}

2 銀行法第十三條第二項の場合において、子会社等に前項の信用金庫連合会の関連会社が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第二十八條に定める基本的項目の額に相当する額(以下「関連会社の基本的項目の額」^{という。})^{及び自己資本比率告示第二十九條に定める補完的項目の額に相当する額}(以下「関連会社の補完的項目の額」^{という。})^{の合計額を加えたものとする。}

3 前各項の補完的項目の額の算定にあたっては、その他有価証券について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額を考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額についても基本的項目の額を超えない額とする。

4・5 (略)